

専決処分の報告及び承認について

松戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例が令和2年5月1日に施行されたことに伴い、同年1月1日を適用日として新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対して傷病手当金が支給されることとされたことから、特に緊急を要すると認め、新型コロナウイルス感染症に感染した千葉県後期高齢者医療の被保険者等に対する傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付に関する事務を執り行うため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定により報告するとともに承認を求める。

令和2年6月9日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

専 決 処 分 書

松戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、
地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年5月1日

松戸市長 本郷谷 健 次

理 由

新型コロナウイルス感染症に感染した千葉県後期高齢者医療の被保険者等に対する傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付に関する事務を執り行うため。

松戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

松戸市後期高齢者医療に関する条例（平成20年松戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。